

米国・カナダ編

【06】米国：製品含有有害物質規制に関する州の法規 —— 包括的 PFAS 含有製品規制法制定—— 製品系、化学物質関連

全 16 ページ、サンプルのためリンクは削除してあります。

法律/政策の名称	州ごとに対象物質や製品が異なる法律が制定されている。EU の RoHS 指令に関連する規定が含まれている法律としては、カリフォルニア州の 2003 年電子廃棄物リサイクル法などがある。
現地語名称	Electronic Waste Recycling Act of 2003 など
公布/施行日等	カリフォルニア州の電子廃棄物リサイクル法は 2003 年 9 月 24 日、知事の署名により成立した。
カバー期間	2022 年 12 月初めから 2023 年 5 月終わり

バックグラウンド情報

■概要

米国における州レベルの製品含有有害物質規制は、特定の製品における有害物質の含有制限や含有製品の製造/販売の制限、含有情報の届出・ラベル表示といった方法が一般的である。...省略...多くの州で規制法規が制定された。

現在、州レベルの規制で優先的に取り組まれているのは、...省略...を規制対象とする州も制定され始めている。

代表的な州の規則だけしか報告することができないが、非常に多くの動きがあった、その中から重要と思われる物をピックアップし、分類、表にまとめることで見やすくまとめた。
サンプルのため多くの部分を「...省略...」させていただいた。

■RoHS 関連規定を含む廃電子機器リサイクル法

製品含有有害物質規制のうち、電気電子機器に特化した EU の RoHS 指令に相当する...省略...25 州で制定されている廃電子機器リサイクル法の一部に関連する規定が盛り込まれている。...省略...詳細は、各州の法律を参照されたい。

米国の州で制定されている廃電子機器リサイクル法の RoHS 規定

州	条項番号
カリフォルニア	Health and Safety Code, Division 20, Chapter 6.5, Article 10.3, §25214.10
...省略...	

ウィスコンシン	Chapter 287, §287.17(3)(b)
---------	--

■プロポジション 65

1986 年 11 月 4 日、カリフォルニア州において Initiative と呼ばれる直接立法型住民投票により成立した法律で、...省略...主な要件は以下の 3 つである。

(1)~(3) ...省略...

警告表示違反で訴えられ、企業側が多額の和解金を支払うケースが多いとされている。

■グリーンケミストリー法

2008 年にカリフォルニア州で制定された「グリーンケミストリー法」(Health and Safety Code, Division 20, Chapter 6.5, Article 14 “Green Chemistry”) と同法を実施する「より安全な消費者向け製品 (SCP) 規則」(California Code of Regulations, Title 22, Division 4.5, Chapter 55 “Safer Consumer Products”) は、...省略...すなわち、

1) 候補化学物質を特定し、

...省略...かつ

4) 必要に応じて規制対策を講じる、

という包括的な規制のプロセスを最初に定め、それから対象となる優先製品を特定していく、という方法である。

その後、コネチカット、...省略...の各州で類似のアプローチを取り入れた製品含有有害物質規制法が制定された。

2023 年 5 月末現在、グリーンケミストリー法に最も近い規制アプローチを...省略...という一連のサイクルが 5 年ごとに繰り返され、規制対象製品も、5 年ごとに新しい製品が加わる。

カリフォルニア州とワシントン州の法律の概要

	カリフォルニア州 グリーンケミストリー法 &SCP 規則	ワシントン州 ”Safer Products for Washington”
規制プロセス	(1) 候補記事リスト作成 ...省略... (4) 必要に応じて規制対応策の策定	(1) 優先化学物質の特定 ...省略... (4) 規制措置を実施する規則の採択
規制措置	(1) 消費者への製品情報の提供 ...省略... (6) 両規制を前進させるための研究開発等の製造者による実施	(1)製造者（輸入者含む）による優先化学物質の使用届出 (2)代替策が実現可能&利用可能な場合、製品含有優先化学物質の製造、販売、使用の制限・禁止
規制対象	(1) TDCPP または TCEP 含むフォームパッドを使用した子ども用寝具類 ...省略...	(1) 難燃剤含む電気電子機器（プラスチック装置筐体） ...省略...

(5) 製品加工された織物・革用の PFAS 類含むケア製品	(10) フタル酸エステル類含むパーソナルケアおよび衛生製品 (香料)
--------------------------------	-------------------------------------

最近の主な動向

以下に I.メイン州とミネソタ州、III. カリフォルニア州、III.ワシントン州、およびその他の州の規制の動きを説明する。

I. メイン州とミネソタ州の包括的な PFAS 含有製品規制法

■メイン州の PFAS 汚染防止法

(1) 通知規則策定をめぐる動向 [規則「案」](#)

...省略...

以下に規則案の主な内容をまとめる。

定義	(1) 製造者 (Manufacturer) : 「製品を製造する者」および...省略... (4) 製品 (Product) : ...省略...
通知	(1) 通知に含める主な情報...省略... (4) DEP が承認した書式での情報提出。...省略...
適用免除	...省略...
料金	製造者は通知の提出時に以下の料金を支払う。...省略...

なお、禁止などの要件が免除される「現在避けられない用途」...省略...

(2) 法律改正の動き 法案 LD217

...省略...LD217 は、2023 年 5 月 30 日時点で下院を通過し、上院に回付されている。

LD217 の内容を以下の(1)~(5)に示す。

(1) 通知要件の実施日を「2025 年 1 月 1 日までに」に延期...省略...

...省略...

(5) 通知不履行の場合に課される販売・流通禁止の免除規定、...省略...明記

■ミネソタ州の PFAS 含有製品規制法 歳出予算法案 [HF2310](#)

米ミネソタ州で 2023 年 5 月 19 日、「現在避けられない用途」と...省略...法律として成立した。本法案の柱となる要件を以下の(1)~(5)。

(1)~(4)...省略...

(5) 2032 年 1 月 1 日より、現在避けられない用途であると当局が判断する場合を除き、意図的に添加された PFAS 含有する製品の州内での販売禁止

II. カリフォルニア州の主要な法規の動向

■より安全な消費者向け製品 (SCP) 規則

(1) 6 つ目の優先製品に「トルエン含有するネイル製品」、一部未承認の規則策定進む

[カリフォルニア規則集 Title 22, Division 4.5, Chapter 55, Article 11, § 69511\(6\)および § 69511.6](#) ...省略...

(2) 候補化学物質リストへのマイクロプラスチックと PPD の追加計画 [ニュースリリース](#) [...省略...](#)

■プロポジション 65

以下に、本レポートの対象期間中に確認された、プロポジション 65 の規制対象物質に関連する 5 つの動きをまとめる。

告示日	毒性	化学物質名	概要
2022 年 12 月 15 日	発がん性	ビスフェノール A (BPA)	12 月 14 日開催の発がん性物質特定委員会 (CIC) 年次会合で、BPA の発がん性原因物質リスト収載を否決
...サンプルのため省略...			
2023 年 4 月 21 日	発がん性	1,1,1-トリクロロエタン ロイコマラカイト グリーン	2023 年 4 月 21 日付けで発がん性原因物質リストに追加

III. ワシントン州の主要な法規の動向

■Safer Products for Washington (SPWA) プログラム

[...省略...](#)最初の規制サイクルである「Cycle1」の 10 種の優先消費者向け製品を対象とした[規則](#) (Chapter 173-337 WAC “Safer Products Restrictions and Reporting”) を採択した。[...省略...](#)本規則にもとづく優先消費者向け製品の規制の概要は以下のとおり。

優先化学物質	製品	規制措置	規制要件発効日	報告/制限内容*
(1) PFAS	テキスタイルおよびレザークロム消費向け ...省略	制限	2025 年 1 月 1 日	意図的添加
(2) PFAS	カーペットおよびラグ	制限	2025 年 1 月 1 日	意図的添加
サンプルのため省略				
(13) ビスフェノール	感熱紙	制限	2026 年 1 月 1 日	意図的添加

* 報告/制限内容：[サンプルのため省略](#)

IV. その他の州の動向

本レポートの対象期間に確認された、そのほかの州レベルでの製品含有化学物質規制に関する **20 件**の動きを以下の表にまとめる。

カリフォルニア	2023 年 3 月 23 日	法案 AB 496 ...省略... “ Cosmetic Safety ”を改正し、新たに約 40 物質を規制対象に追加するを承認、5 月 31 日現在、本法案は上
---------	--------------------	--

		院所管委員会に回付中。
マサチューセッツ	2023 年 2 月 16 日	上院法案 S.1356 と下院法案 H.2197 上程。...省略...
ニューヨーク	2022 年 12 月 23 日	州知事、2023 年 6 月 1 日より水銀を含有する化粧品とパーソナルケア製品の販売禁止する法案 S8291A を承認。
	12 月 28 日	州知事、拡大生産者責任に焦点をあてた...省略...法案 S5027C を承認。...省略...
...省略...		
ワシントン	2023 年 5 月 1 日	当局、フタル酸エステル類に関するアクション・プラン (AP) の ドラフト 公表、...省略...
	5 月 15 日	州知事、 HB1047 を承認。本法案の目的は...省略...

今後の展開とスケジュール

主な州の製品含有有害物質規制法について確認できている今後の展開とスケジュールを以下にまとめる。

メイン州 PFAS 汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> 規則案が公表された通知規則の策定スケジュールは...省略... 「現在避けられない用途」規則は、...省略...
ミネソタ州 PFAS 含有製品規制法	<ul style="list-style-type: none"> 主な要件の実施日...省略... 当局 PCA は、法律制定から数週間のうちに、本法の実施計画を公表する意図を表明している。
カリフォルニア州	<p><u>SCP プログラム</u></p> <p>(1)...省略...を優先製品に加える規則案採択の予定は「2023 年初頭までに」⇒「2023 年 10 月」に変更</p> <p>サンプルのため省略...</p> <p>(5) 候補化学物質 (CC) への追加計画が公表された 2 つの化学物質クラスについて、...省略...事前の情報や意見の収集が目的、</p> <p><u>プロポジション 65</u></p> <p>(1) 2023 年 1 月に発がん性原因物質リストに追加された...省略...警告要件は、2024 年 1 月 27 日に発効</p> <p>(2) 2023 年 4 月に発がん性原因物質リストに追加された...省略...警告要件は、2024 年 4 月 21 日に発効。</p>
ワシントン州 SPWA プログラム	<p>(1) 2023 年 5 月 31 日に採択された Cycle 1 の 10 種類の優先消費者向け製品に関する規則は、同年 7 月 1 日に発効する。</p> <p>(2) 次の規制サイクル「Cycle 2」の優先化学物質特定に関する報告書のドラフトが...省略...</p>

また、「IV. その他の州の動向」で報告した州レベルの法案について、5月31日現在の審議状況が確認されたものを以下に示す。

カリフォルニア州	AB496 (化粧品)	上院審議中
...省略...		
バーモント	S25 (化粧品、生理用品他)	4月5日上院通過、4月7日以降、下院所管委員会に付託中

EnviX 展望と見解

本レポートで報告したさまざまな州レベルの製品含有化学物質規制のなかで、メイン州とミネソタ州で制定された包括的な PFAS 含有製品規制法は、膨大な数の製品に影響が及ぶという点で極めて重要な法律である。確かにメイン州の報告規則策定は遅々として進まず、この法律の実施の難しさを浮き彫りにしているが、米国連邦のみならず、世界レベルで PFAS 規制の強化が進むなか、同州が法律で定めた PFAS 規制構想を縮小するとは考えにくい。特に「通知」要件は、州内に存在する PFAS の流入経路や汚染源の特定に役立つため、2030年のほぼ全面的な PFAS 含有製品禁止を成功させるためにも、州としては何とんでも実施にこぎつきたいのではないかと懸念される。今回報告した PFAS 汚染防止法改正法案が法律として成立すれば、通知規則の策定期間が実質1年半延びることになる。そのときは、広く合意を得ることができるような実施規則を練り上げるため、同様の通知要件を今後実施するミネソタ州と協力していくことも考えられる。

いっぽう、通知を行う企業側にとっても、通知の期日が延期されれば、必要な情報を収集するための時間的猶予が与えられる。製品が含有する PFAS の特定や含有量の確認はほとんど不可能である場合も多々あると聞く。しかし、先に述べたように、世界が PFAS 規制の強化に向かい始めた現在、自社製品が含有する PFAS の把握は、企業がこの物質の規制に対応していくための第一歩として、必要不可欠と言ってよい。メイン州やミネソタ州の法律の対象となる企業は、まずは必要な情報の収集に、それが容易ではない場合は情報を収集する方策の構築に、急ぎ取り組む必要があると考える。

【2023.06.01 yb】

